　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 ２障第２２２号

令和２年２月３日

指定障害児通所支援事業者　代表者　様

京都府健康福祉部障害者支援課長

（公印省略）

児童発達支援及び放課後等デイサービス事業における自己評価

結果等の公表及び届出について（通知）

　平素は、本府の健康福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

　事業所の自己評価結果による質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）について、放課後等デイサービスは平成29年4月から、児童発達支援は平成30年４月からホームページや会報等で公表することが義務付けられておりますので、下記により所要の届出をお願いします。

記

**１　届出を要する対象事業**　　児童発達支援、放課後等デイサービス

（共生型、基準該当を含む）

**２　届出期日**　　**おおむね１年に１回以上、自己評価結果等を公表し、その都度届出**

**３　届出書類**

(1)別添「自己評価結果等の公表にかかる届出書」・・・事業所ごとに提出

(2)公表済みの「自己評価表」及び「保護者評価表」・・サービスの種類ごとに提出

**４　届出先及び方法**　所管する府内の保健所（別添）あて提出

**５　留意事項**

本府に届出がない場合は、平成31年４月以降の報酬請求において、自己評価結果等未実施減算が適用されることとなりますのでご留意願います。

　　　障害者支援課福祉サービス・障害児支援担当

担当　電　話　（０７５）４１４－４６７１

ＦＡＸ　（０７５）４１４－４５９７

参　考

１　自己評価の方法について

⑴実施方法

　　　「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」の別添に自己評価の流れ、評価表のひな型等が示されていますので、参考にしてください。

⑵評価表の様式

　　　 各ガイドラインの別添に、事業者向け自己評価表及び保護者向け評価表のひな型等が示されていますので活用願います。事業所で加除修正を行うことも可能です。

⑶公表の時期

　　概ね１年間に１回以上

⑷公表の方法

　　インターネットを活用し、自法人のホームページの掲載等により公表します。

また、事業所の見やすい場所へ掲示したり、保護者への会報に結果の記事を掲載します。

|  |  |
| --- | --- |
| **ステップ１**  職員による  自己評価 | ・事業所の職員が「事業者向け児童発達支援自己評価表」を用いて、事業所の支援の評価を行う。その際、「はい」「いいえ」等にチェックするだけでなく、各項目について「工夫している点」、「課題や改善すべき点」等について自己評価する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **ステップ２**  保護者等による評価職員による自己評価 | ・事業者から保護者等に対して、「保護者等向け児童発達支援評価表」を配布してアンケート調査を行う。  保護者等から回答をとりまとめ、「ご意見」欄の記述も含め集計する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **ステップ３**  事業所全体による自己評価 | ・事業所の職員による自己評価及び保護者等による事業所評価の結果を踏まえ、職員全員で討議し、項目ごとに評価を行う。  特に、「課題や改善すべき点」について、認識をすり合わせる。  ・職員間で認識が共有された課題や改善すべき点について検討を行い、速やかに改善の対応を図る、若しくは、改善目標を立てる。  なお、討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。  ・討議に際しては、保護者等に対するアンケート調査結果を十分に踏まえ、支援の提供者の認識と保護者等の認識のずれを客観的に分析する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **ステップ４**  自己評価  結果の公表 | ・事業所全体による自己評価に基づき、「事業所における自己評価結果（公表）」を公表する。  ・併せて、「保護者等からの事業所評価の集計結果」を公表する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **ステップ５**  支援の改善 | ・課題や改善すべき点の検討結果を踏まえ、速やかに改善の対応を図る。  　若しくは、立てられた改善目標に沿って、支援を改善していく。 |

※「児童発達支援ガイドライン」参照

**２　自己評価結果等未実施減算について**

⑴減算の対象となる事業

児童発達支援、放課後等デイサービス（共生型、基準該当含む）

⑵算定単位数

　所定単位数の100分の85（15％減算）

⑶減算対象期間及び対象

京都府に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用児全員について減算を適用

　　　※新設の事業所については、指定日から1年間は減算を適用しない。

　　　　 ただし、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、京都府に届け出ること。

　(4)留意事項

　　 ・新設の事業所については、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、届出てください。

　　 ・公表を行わず、本府の当該指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとなりますので、ご留意ください。